

# 大田市分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

島根県大田市

令和4年（2022）7月

## 目 次

|                                                                                                    |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1、 計画策定の意義                                                                                         | 2  |
| 2、 基本的方向                                                                                           | 2  |
| 3、 計画期間                                                                                            | 2  |
| 4、 対象品目                                                                                            | 3  |
| 5、 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み<br>(法第 8 条第 2 項第 1 号)                                                    | 3  |
| 6、 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に<br>関する事項<br>(法第 8 条第 2 項第 2 号)                                         | 4  |
| 7、 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び<br>当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分<br>(法第 8 条第 2 項第 3 号)                          | 5  |
| 8、 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準<br>適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令<br>で定める物の量の見込み<br>(法第 8 条第 2 項第 4 号) | 7  |
| 9、 分別収集を実施する者に関する基本的な事項<br>(法第 8 条第 2 項第 5 号)                                                      | 8  |
| 10、 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項<br>(法第 8 条第 2 項第 6 号)                                                    | 9  |
| 11、 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要<br>な事項                                                                 | 10 |

# 大田市分別収集計画

## 1、計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2、基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり・循環型社会の形成。
- ② 一般廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全。
- ③ 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減・排出抑制・資源化の促進。

## 3、計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年計画とし、3年ごとに改定する。

## 4、対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み（単位：t）

|         | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  | R9年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 1,461 | 1,443 | 1,425 | 1,407 | 1,389 |

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み（単位：t）

|         | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| スチール缶   | 65   | 64   | 63   | 63   | 62   |
| アルミ缶    | 86   | 85   | 84   | 83   | 82   |
| 無色ガラス   | 100  | 99   | 98   | 97   | 95   |
| 茶色ガラス   | 107  | 106  | 104  | 103  | 101  |
| その他ガラス  | 23   | 23   | 23   | 22   | 22   |
| 紙パック    | 31   | 30   | 30   | 29   | 29   |
| ダンボール   | 279  | 275  | 272  | 268  | 265  |
| ペットボトル  | 176  | 174  | 172  | 170  | 168  |
| プラ製容器包装 | 594  | 587  | 579  | 572  | 565  |

## 6、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

### （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。

#### 「3 R」の周知徹底

- ・ 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を周知徹底するため、ホームページ及び広報などお媒体を通じて、事例などを定期的に紹介する。

#### リサイクル講習会

- ・ 自治会の活動等に対し、情報の提供や担当職員等の派遣を行う。

#### 広報による先進事例の紹介

- ・ 先進的な取組事例について、広報への掲載等により紹介する。

#### 説明用資料の作成

- ・ ごみの分別の徹底や過剰包装自粛のためのチラシなどを作成・配布する。

#### 環境学習の充実

- ・ 小・中学校の環境教育のために、ごみ処理施設見学を実施する。

#### 再使用（リユース）の推進

- ・ リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかける。

#### 販売店協力の要請

- ・ スーパー等に対し、簡易包装の実施や店頭回収を要請する。
- ・ 協力店を広報等で紹介する。

#### しまエコショップ登録制度の活用

- ・ 島根県が実施しているしまエコショップ登録制度の活用を促す。

#### 協議会の活用

- ・ 市民、事業者、本市が一緒にごみ問題について考えていくため、「大田市生活環境問題連絡協議会」を定期的に開催する。

#### 廃棄物減量等推進員の活用

- ・ 廃棄物減量等推進員は、ごみの出し方等の指導を行うとともに地域の声を本市に届ける窓口とする。

#### 助成事業の充実

- ・ 生ごみ堆肥化等を促進するため、助成事業を継続する。

#### マイバック運動・レジ袋対策

- ・ レジ袋有料化に伴い、マイバック運動の推進を行う。

## 7、分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本計画における対象品目を分別収集するために、現在の3種区分（資源物、燃やせるごみ、不燃ごみ）を継続していくものとする。

尚、収集については下記の「収集に係る分別の区分」のとおりとする。

表2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

| 分別収集する容器包装の種類                                                                                            | 収集に係る分別の区分           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミ製の容器                                                                              | スチール缶・アルミ缶<br>(混合排出) |
| 主として<br>ガラス製の容器 <div> <div></div> <div>無色のガラス製容器</div> <div>茶色のガラス製容器</div> <div>その他のガラス製容器</div> </div> | ガラス瓶<br>(色別排出)       |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）                                                    | 紙パック                 |
| 主としてダンボール製の容器                                                                                            | ダンボール                |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの                                                        | ペットボトル               |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                                                              | その他のプラスチック製容器包装      |

《参考》 分別種類と排出される容器包装廃棄物

| 分 別      | 種 類                                                                                                     | 排出される容器包装廃棄物                                                                            |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源物      | スチール缶・アルミ缶、廃乾電池、ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ダンボール、新聞、その他紙類、古布・衣類、紙パック                                       | スチール製の容器<br>アルミ製の容器<br>ガラス(無色・茶色・その他)製の容器<br>ペットボトル<br>紙パック<br>ダンボール<br>その他のプラスチック製容器包装 |
| 燃やせるごみ   | 台所ごみ、紙類、布類、衣類、ゴム類(長靴、スリッパ、ボール等)、草、木、等                                                                   |                                                                                         |
| 家庭不燃ごみ   | プラスチック類<br>(ポリバケツ、ハンガー、おもちゃ等)<br>陶器類<br>(茶碗、湯呑み、皿等)<br>金属類<br>(鍋、やかん、フライパン等)<br>その他<br>(灰、ガラス類、蛍光灯、電球等) |                                                                                         |
| 家庭不燃粗大ごみ | 指定袋に入らない不燃ごみ<br>(自転車、ステレオ、掃除機、扇風機、椅子、戸棚等)                                                               |                                                                                         |

## 8、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表3のとおりとする。

表3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み  
(単位：t)

|                                                       | R5<br>年度     | R6<br>年度     | R7<br>年度     | R8<br>年度     | R9<br>年度     |
|-------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 主として鋼製の容器                                             | 9            | 9            | 9            | 9            | 9            |
| 主としてアルミニウムの容器                                         | 2 5          | 2 5          | 2 4          | 2 4          | 2 4          |
| 無色のガラス製容器                                             | 5 1<br>(5 1) | 5 0<br>(5 0) | 4 9<br>(4 9) | 4 8<br>(4 8) | 4 7<br>(4 7) |
| 茶色のガラス製容器                                             | 4 3<br>(4 3) | 4 3<br>(4 3) | 4 2<br>(4 2) | 4 1<br>(4 1) | 4 0<br>(4 0) |
| その他のガラス製容器                                            | 1 6<br>(0)   | 1 6<br>(0)   | 1 5<br>(0)   | 1 5<br>(0)   | 1 5<br>(0)   |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | 3            | 3            | 3            | 3            | 3            |
| 主としてダンボール製の容器                                         | 6 7          | 6 6          | 6 5          | 6 4          | 6 3          |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの     | 4 7<br>(0)   | 4 6<br>(0)   | 4 5<br>(0)   | 4 5<br>(0)   | 4 4<br>(0)   |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                           | 1 0 3<br>(0) | 1 0 1<br>(0) | 9 9<br>(0)   | 9 8<br>(0)   | 9 6<br>(0)   |

下段( )内は、独自ルートでの処理量

## 9、分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(実施主体)は、表4のとおりとする。

スチール缶、アルミ缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、ペットボトル、紙パック、ダンボール、プラスチック製容器包装は資源物として収集したものを選別・圧縮等し、保管する。なお、市民・事業者が独自で集団回収したもののについては、従来どおり廃棄物再生事業者等により運搬・資源化を行う。

表4 分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 |                          | 収集・運搬段階  | 選別・保管等段階        |
|------------|--------------------------|----------|-----------------|
| 缶          | スチール<br>アルミ              | 市による定期収集 | 市<br>(選別・圧縮→保管) |
| ガラス瓶       | 無色ガラス<br>茶色ガラス<br>その他ガラス | 市による定期収集 | 市<br>(保管)       |
| 紙          | 紙パック                     | 市による定期収集 | 市<br>(保管)       |
|            | ダンボール                    | 市による定期収集 | 市<br>(圧縮・梱包→保管) |
| ペットボトル     | ペットボトル                   | 市による定期収集 | 市<br>(圧縮・梱包→保管) |
| プラスチック     | プラスチック製容器<br>包装          | 市による定期収集 | 市<br>(圧縮・梱包→保管) |

## 10、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表5のとおりとする。

排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設・体制を利用し、分別収集を市内全域にて実施する。

表5 分別収集の用に供する施設整備概要

| 分別区分 | 容器包装<br>廃棄物               | 収集容器          | ステーション等        | 収集機材         | 中間処理<br>施設              |
|------|---------------------------|---------------|----------------|--------------|-------------------------|
| 資源物  | スチール<br>アルミ               | 専用網袋          | 分別収集<br>ステーション | ダンプ車<br>(委託) | 大田<br>リサイクル<br>センター     |
|      | 無色ガラス<br>茶色ガラス<br>その他のガラス | コンテナへ<br>色別排出 | 分別収集<br>ステーション | ダンプ車<br>(委託) | 大田<br>リサイクル<br>センター     |
|      | ペットボトル                    | 専用網袋          | 分別収集<br>ステーション | ダンプ車<br>(委託) | 大田<br>リサイクル<br>センター     |
|      | その他の<br>プラスチック製<br>容器包装   | 専用袋           | 分別収集<br>ステーション | ダンプ車<br>(委託) | 大田容器包装<br>リサイクル<br>センター |
|      | 紙パック                      | 縛る            | 分別収集<br>ステーション | ダンプ車<br>(委託) | 大田<br>リサイクル<br>センター     |
|      | ダンボール                     |               |                |              |                         |

## 11、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本市において、分別収集の実施に関し今後取り組む施策は、表 6 に示すとおりとする。

表 6 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

| 施 策          | 具 体 的 内 容                                                                                                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源物分別収集の充実   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃やせるごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の指定袋制度を継続する。</li><li>・ 自治会未加入者等にリサイクルセンター等への直接搬入を啓発する。</li><li>・ 分別収集に協力しやすい体制づくりを進める。</li></ul>              |
| 環境教育・啓発の充実   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクルパンフレットや分別収集を徹底するため、ごみの出し方を解説した「ごみの分け方・出し方」等の刊行物を配布する。</li><li>・ 学校教育での啓発活動を充実させ、継続実施する。</li><li>・ 庁内のごみ減量化、分別収集を徹底する。</li></ul> |
| ごみを作らない活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民・事業者に対する適正包装の啓発・指導を行なう。</li></ul>                                                                                                  |
| リサイクル活動の推進   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクルに関する情報収集・情報提供。</li></ul>                                                                                                        |